

議案第 36 号

伊賀市意育教育特区学校審議会設置条例及び伊賀市教育職員特別免許状授与
審査委員の設置に関する条例の廃止について

伊賀市意育教育特区学校審議会設置条例及び伊賀市教育職員特別免許状授与審査委員の
設置に関する条例を次のとおり廃止しようとする。

平成 29 年 2 月 13 日提出

伊賀市長 岡 本 栄

記

伊賀市意育教育特区学校審議会設置条例及び伊賀市教育職員特別免許状授与審査委
員の設置に関する条例を廃止する条例

次に掲げる条例は、廃止する。

- (1) 伊賀市意育教育特区学校審議会設置条例（平成 16 年伊賀市条例第 302 号）
- (2) 伊賀市教育職員特別免許状授与審査委員の設置に関する条例（平成 17 年伊賀市条例
第 40 号）

附 則

この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。